

企業と起業応援プロジェクト

—No.11 東松山市—

【事業の内容】

良好なアクセスなど市の強みを生かした企業誘致活動を引き続き進めていくとともに、既存企業の設備投資等を支援する制度を新たに設けます。また、金融機関など関係団体と連携し、創業初期の人に対する支援に取り組みます。

企業と起業（創業）を一体的に支援していくことで、市内産業の更なる活性化を図り、より安定的な雇用の創出につなげます。

①がんばる企業応援事業

平成 28 年 4 月から施行される「東松山市がんばる企業応援条例」に基づき、引き続き新規立地企業に対して奨励金を交付します。また、既存企業の敷地拡張や設備投資についても新たに奨励金の対象とし、企業の積極的な経営活動を後押しします。

②創業支援事業

平成 28 年 4 月に東松山駅前にオープンする「東松山市創業支援センター」を拠点に、市内金融機関や民間事業者と連携しながら、創業初期の人に対する支援に取り組みます。レンタルオフィスの提供、セミナーの開催、経営相談の実施などに加え、事業者の資金確保を支援する仕組みを官民連携で構築し、円滑な創業とその後の着実な事業運営につなげます。

【事業年度】

平成 27 年度～

【予算額(千円)】

平成 27 年度補正予算額（平成 27 年度完了予定分） 17,704 千円

平成 27 年度補正予算額（平成 28 年度繰越分） 17,188 千円

※がんばる企業応援事業では、奨励対象の土地等に係る固定資産税等相当額を、納付の翌年度に奨励金として交付するため、現時点では予算額未定。

【財源】

地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（国）、地方創生加速化交付金（国）

【事業実施に至った背景・経緯】

東松山市では、これまで積極的に企業誘致を進めており、既に多くの工場や物流施設が立地しています。これにより、市の財源確保の面では大きな成果を上げていますが、雇用の面では非正規社員の割合が高く、今後はより安定的な雇用の創出が課題となっています。

そこで、新たに既存企業の設備投資等に対する支援や創業支援に取り組むことで、産業の活性化を図り、より安定的な雇用の創出につなげていきます。

【事業のPRポイント】

がんばる企業応援事業では、市内全域を奨励対象としており、事業所の新設に加え、既存企業の敷地拡張や設備投資についても支援していきます。また、奨励金の交付期間は最長3年間で、土地や建物を賃借した場合も適用となります。

創業支援事業では、市、金融機関、民間事業者等が連携し、創業初期の人に対する場所の支援、ノウハウの支援、資金面の支援を一体的に提供していきます。創業支援の拠点整備や各種セミナーの開催に加え、一般的に融資が受けづらいとされる創業初期段階であっても資金を確保しやすい仕組みを確立し、円滑な創業とその後の着実な事業運営につなげます。

【事業実績・成果・今後の展開】

東松山市は、平成28年度から企業と起業（創業）に対する支援を一層強化していきます。今後は、企業の雇用確保やビジネスマッチングも充実させていくほか、創業した企業の成長支援にも取り組んでいきます。

【参考資料】

東松山市がんばる企業応援条例に基づき奨励金制度のご案内

〔 連絡先 〕

政策推進課活性化戦略室

0493(63)5031(直通)

東松山市がんばる企業応援条例に基づく 奨励金制度のご案内

～平成28年4月1日から、東松山市がんばる企業応援条例が施行されます～
☆事業所の新設に加え、新たに既存事業所の敷地拡張や設備投資についても支援の対象となります。東松山市は、がんばる企業を応援します！

こんな場合は是非、ご相談ください。

- ・市内にある工場を拡大したい
- ・事業拡大のため製造ラインを増設したい
- ・市内へ工場や流通倉庫を新設したい 等

対象企業

次のいずれにも該当することとします。

1. 工場又は流通業務施設の用に供する事業所の新設、拡張又は設備投資であること。
2. 事業内容が都市計画法及び関係法令に適合すること。
3. 事業の用に供するための投下固定資産額（土地、家屋及び償却資産の取得合計額）が4,000万円以上であること。
4. 市税等を滞納していないこと。
5. 産業の振興に寄与するものであると市長が認めるものであること。

奨励金の内容

事業所新設奨励金

新設した事業所に対して賦課される固定資産税及び都市計画税に相当する額を奨励金として交付します。（納付分を翌年度交付）

事業所拡張奨励金

既存の事業所の敷地内または隣接地に拡張した事業所に対して賦課される固定資産税及び都市計画税に相当する額を奨励金として交付します。（納付分を翌年度交付）

設備投資奨励金

新たな設備の設置に対し、増加した償却資産に賦課される固定資産税に相当する額を奨励金として交付します。（納付分を翌年度交付）

交付対象期間

操業開始日又は設備設置日の属する年度	交付対象期間
平成28年度又は平成29年度	3年以内
平成30年度	2年以内
平成31年度	1年以内

条例の特色

☆市内全域が対象

特定の地域だけでなく、市内全域が対象です。

☆既存企業の敷地拡張や設備投資も対象

事業所の新設に加え、既存事業所の敷地拡張や設備投資についても支援の対象となります。

☆土地や建物を賃借した場合も適用となります。(奨励金は土地・家屋・償却資産に賦課された税額のうち、自ら納付した税相当額となります。)

ただし、土地の取得に係る奨励金は、土地の取得から3年以内に操業を開始した事業所の土地に限ります。

☆奨励措置(新設奨励金、拡張奨励金、設備投資奨励金)は、企業につき1回に限ります。

☆平成28年度から平成31年度までの条例です。早期の取組を促すため、交付対象期間は徐々に短くなります。

手続きについて

奨励金の交付を受けるためには、操業開始日又は設備設置日の翌日から起算して30日以内に奨励措置指定の申請をしてください。

なお、期限までに申請が行われないと、奨励金の交付を受けることができません。

指定を受けるためには、条件を満たす必要がありますので、必ず事前相談をしてください。

お問い合わせ先

東松山市 政策推進課 活性化戦略室

〒355-8601 東松山市松葉町1-1-58

TEL 0493-63-5031 (直通)

FAX 0493-22-5516

